

答 申

1 審査会の結論

埼玉県知事（以下「実施機関」という。）が、「〇〇〇〇〇〇〇〇〇における〇〇〇〇〇〇に関する全ての記録」（以下「本件対象保有個人情報」という。）について、平成24年1月16日付けで行った部分開示決定は、妥当である。

2 異議申立て及び審査の経緯

- (1) 異議申立人（以下「申立人」という。）は、埼玉県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第15条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、平成23年12月9日付けで、本件対象保有個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。これに対し実施機関は、条例第21条第1項の規定に基づき、平成24年1月16日付けで本件対象保有個人情報の部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (2) 申立人は、行政不服審査法に基づき、平成24年2月17日付けの異議申立書により、実施機関に対し、不開示部分の開示を求める旨の異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。
- (3) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成24年3月16日、実施機関から条例第41条の規定に基づく諮問を受けた。
- (4) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成24年3月16日、実施機関から理由説明書の提出を受けた。
- (5) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成24年4月18日、申立人から意見書の提出を受けた。
- (6) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成24年6月28日、実施機関からの意見聴取を行った。
- (7) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成25年5月16日、申立人による口頭意見陳述の聴取を行った。

ア 条例第17条第3号は、「開示請求者（中略）以外の個人に関する情報（中略）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」を不開示情報としている。

イ 別表の①に掲げる部分には、開示請求者以外の特定の個人に関する情報が記載されており、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものと認められる。また、当該不開示部分については、申立人が法令の規定により又は慣行として知ることができ、又は知ることが予定されているとはいえないことから、条例第17条第3号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。したがって、当該不開示部分は、条例第17条第3号の不開示情報に該当する。

（4）条例第17条第7号該当性について

ア 条例第17条第7号は、「県の機関（中略）が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報としている。これは、当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する趣旨と解される。ここで、「おそれ」の程度も単なる可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求されるものと解される。

イ 本件対象保有個人情報のうち、別表の②に掲げる部分には、〇〇〇〇の担当職員と関係機関との連絡調整に関する情報及び〇〇〇〇の行う相談及び保護業務の内容に関する情報が具体的に記載されていることが認められる。

ところで、〇〇〇〇が相談及び保護業務を行うにあたっては、被害者の安全の確保及び秘密の保持の徹底が求められており、具体的事案において、被害者に対する加害者の追及が可能になることのないよう十分な配慮がなされていることは、上記（2）イで述べたとおりである。しかるに、当該部分を開示することとなると、具体的事案において、〇〇〇〇がいかなる段階で、いかなる情報を把握して、いかなる対応をするかが明らかとなり、今後、同様の事態が発生した場合に被害者の所在

を探索する手掛かりとなり、被害者の安全の確保が困難となるおそれが認められる。

また、〇〇〇〇が行う〇〇及び〇〇〇〇の性質に鑑みれば、関係機関との密接な連携が不可欠であり、そのためには関係機関との信頼関係の構築が前提となると認められるところ、〇〇〇〇の担当職員と関係機関との連絡調整に関する情報を開示することとなると、いかなる機関がいかなる段階で、いかなる対応をするかが明らかとなり、関係機関との信頼関係の構築が困難となるおそれが認められる。

ウ したがって、別表の②に掲げる部分は、開示することにより、〇〇〇〇の行う相談及び保護業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが強く法的保護に値する蓋然性が認められるので、条例第17条第7号の不開示情報に該当する。

(5) 申立人のその他の主張について

申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(6) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

磯野 弥生、土田 伸也、野崎 正

審査会の経過

年 月 日	内 容
平成24年 3月16日	諮問を受ける（諮問第61号）
平成24年 3月16日	実施機関から理由説明書を受理
平成24年 4月18日	申立人から意見書を受理
平成24年 6月28日	実施機関からの意見聴取及び審議
平成24年 9月25日	審議
平成24年10月25日	審議
平成24年11月27日	審議
平成24年12月20日	審議
平成25年 5月16日	申立人による意見陳述及び審議
平成25年 6月20日	審議

平成25年 7月23日	答申
-------------	----

答申第48号（諮問第61号）別表
（省略）